

当診療所では、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定により、以下のとおり対応を行っております。

■「物価対応料」の算定について

[初診時 2 点 再診時 2 点 訪問診療時 3 点]

- ・ 昨今の物価高騰への対応として、厚生労働省の基準に基づき「物価対応料」を算定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

■「生活習慣病管理料(Ⅱ)」の算定について

- ・ 厚生労働省の指針に基づき、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする方は、「生活習慣病管理料」の対象となります。
- ・ 患者個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容・検査結果を記載した「生活習慣療養計画書」を作成いたします。(おおむね 4 か月に 1 回程度)

■「一般名処方加算」の算定について

- ・ 当診療所では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること)を行う場合があります。
- ・ 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・ なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方せんの交付1回につきそれぞれ算定されます。

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。
例) カロナール(商品名) → アセトアミノフェン(一般名)

加算 1	8 点	後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方された場合
加算 2	6 点	後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般名処方された場合

■長期処方・リフィル処方せんの発行について

- ・ 当診療所では患者様の状態に応じ、「28日以上 of 長期の処方を行うこと」と「リフィル処方せんを発行すること」のいずれの対応も可能です。
- ・ ただし、疾患や薬の種類により長期処方やリフィル処方せんの交付ができない場合があります。
- ・ 長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて医師が判断いたします。

※リフィル処方せんとは
症状が安定している患者様に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大 28 日処方を 3 回まで反復利用できる処方せんです。

■「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」の発行について

- ・ 当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」を無料で発行しています。
- ・ 公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。
- ・ 明細書には使用薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨も申し出してください。